┌┐　～ひとり親家庭の自立をサポートする～
└■　YELLながさき　メールマガジン Vol.101　2019.7.31配信
　└────────────────────────────

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

_/_/_/_/　I　N　D　E　X　_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/


・支援情報……長崎市PC講習 託児について
・特集……児童扶養手当が年6回の支給になります
・8月の予定……定期法律相談
　　専門相談の日程が一部変更になります
・編集後記……夏は虫に用心しましょう


■支援情報　────────────────────────────

◆長崎市PC講習 託児について
前回のメールマガジンにて、長崎市 PC 講習の託児について少し説明させていただきましたが、託児体制について選択肢が増えましたので、改めてお伝えします。
小学校中学年以上のお子さんでしたら、講習会場に連れて受講可能な場合がございます。
また、木曜日の17時30分以降に受講の場合は、近くの山里ふれあいセンターでお預かりすることも可能です。
申込時に子どもさんの人数や講習時間等をお訊きして応対する所存です。ぜひお問合せください。

■特集　────────────────────────────

◆児童扶養手当が年6回の支給になります
2019年11月から奇数月に年6回、各2ヶ月分を支給する形になりますが、8月に一度4ヶ月分の支給がありますので、少し整理して下に記載します。

2019年8月の支給は、2019年4月～7月までの4ヶ月分
2019年11月の支給は、2019年8月～10月までの3ヶ月分
2020年1月以降の支給月は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回、それぞれの支給月の前月2ヶ月分が支払われます。

この改正により、これまでの年3回（1回に4ヶ月分）の支給による家計管理の難しさの改善が見込まれます。
また、離婚後の手当申請、受給開始の待ち期間短縮にも繋がります。

■8月の予定　ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

◆「YELLながさき定期法律相談」
　8月21日（水）13:00～16:00
　《事前予約受付中》
※日程等合わない場合はご相談ください。
※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
　行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

◆専門相談の日程が一部変更になります
　毎週月曜に実施しています「カウンセラーによる”総合相談”」が
　下記の通り変更となります。
・8月5日（月）お休み→振替を8月6日（火）13時30分～17時
・8月19日（月）お休み
急な変更でご迷惑をおかけしますが宜しくお願いいたします。

■編集後記　ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

◆夏は虫に用心しましょう

レジャーやアクティビティ等で外出する機会も増えるこの時期は暑さ対策も必要ですが、外で虫と接触する機会も多くなりますので、注意すべき代表的な虫を下に記載します（あくまで著者調べです）。

1.蚊　2.毛虫　3.ブヨ　4.ムカデ　5.ハチ　6.マダニ

見た目から虫の種別を判断するのが難しいものもありますので、もし虫と接触して身体に異常を感じた場合は、自己判断による応急処置や休息だけではなく、病院を受診し身体不調の原因を突き止めて適切に治療しましょう。

最後まで読んでいただいてありがとうございました。

_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/